

「我が国にふさわしい森林認証制度」創設発起人会議における主要な論議は次のとおり

1 . A ) 初歩的な質問で恐縮だが、森林認証制度は世界ではどのような国で実施されているのか？日本は井のなかの蛙になるかもしれないということを知り驚いているが、先進国ではどここの国で実施されているのか？

事務局) 世界統一基準で実施しているものは、F S CとI S Oという制度がある。それから国別に見ると、ヨーロッパの国は、ほぼ各国が制度を持っている。あとは北米ではアメリカとカナダがそれぞれ制度を持っている。このあたりが主なところであり、現在インドネシア等東南アジアの国でも制度の検討がなされている。

2 . B ) この制度、会議は民間ベースのものと聞いているが、例えば森林林業基本法とか環境省のラベルに基づくグリーン購入制度とかそういう関係があるので、どうしても林野庁とか環境省に関係してくると思う。ここには関係省庁の担当者をご出席されていないと思うが、いままでの検討委員会のなかで、官とか法律とか役所との関係をもし議論されているとすればその関係をご説明して貰いたい。

事務局) 本制度は、基本的には民間ベースで完全にやらなくてはいけないと考えている。今回は創設発起人会議であり役所の出席は求めている。しかしながら将来にわたってはどうかといえば、関係する部分も多く、次回の設立総会には是非役所にも案内を正式にさしあげてご出席いただきたいと思います。

3 . C ) 単純な質問だが、今後のスケジュールについて、実際どういう形で進めて行くのかということと、また審議会の開催という話だが審議会はどういうふうにかからまってくるのかについて再度ご説明いただきたい。

事務局) スケジュールについては、先ず5月中旬ぐらいまでに審議会を終わって、その後、設立総会を開催したい。そこに発起人の方々に集まって頂き、審議会での審議経過をご報告申し上げ、ご了承を得たうえで、すぐその日に設立総会に切り替えて、その日をもって設立としたい。設立が承認頂ければ、すぐその後には審査機関の選定選任等を行い、年内に実証的な認証作業に入りたい。このような大まかなスケジュールを考えている。